

第3章

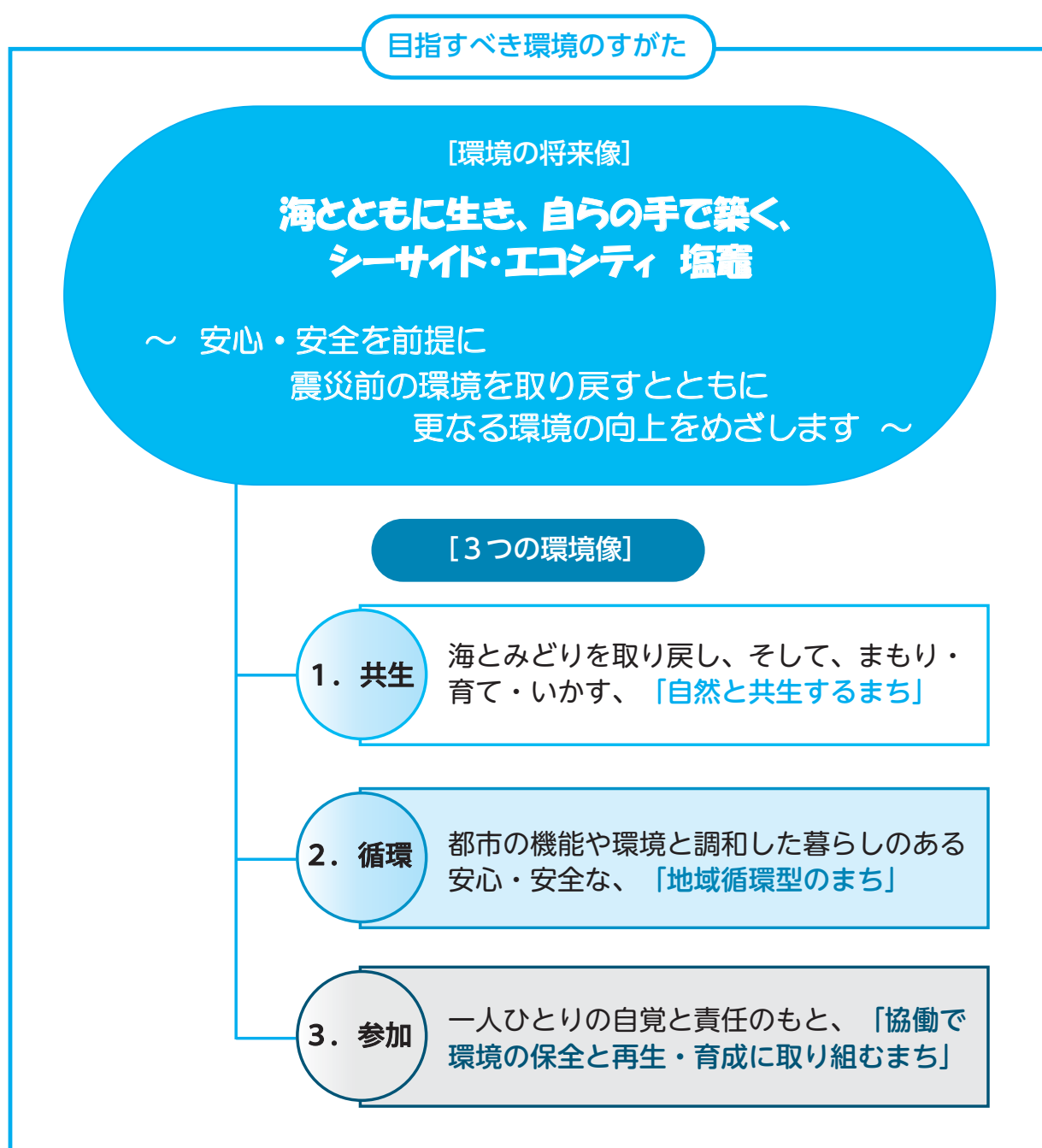
目指すべき環境のすがた

1. 目指すべき環境像
2. 計画の体系（管理指標）
3. 計画の体系（具体的施策）

第3章 目指すべき環境のすがた

1 目指すべき環境像

前計画（第1次塩竈市環境基本計画）では、「海とともに生き、自らの手で築く、シーサイド・エコシティ 塩竈」を環境に関する将来像として、様々な環境問題等への取組を進めてきた結果、多くの成果を上げてきました。しかし、まだ、達成できていない課題等も少なくありません。本計画は、前計画を引き継ぐものとして、前計画での取り組みや現在の環境の状況を踏まえ、新たな課題に対応するものです。こうしたことから、目指すべき将来像及び環境像については前計画を踏襲することとし、以下のとおり設定します。



2 計画の体系（管理指標）

将来像・環境像

基本目標

管理指標

1. 共生

海とみどりを取り戻し、そして、まもり・育て・いかす、「自然と共生するまち」

(1) 水辺の保全と創造

生活の中で身近に海を感じるまちをつくる

- ・水辺でのイベント開催数
- ・マリゲート塩釜の総利用者数、船舶利用以外の利用者割合
- ・海と接する機会が「少しある」「たくさんある」の回答率

(2) 自然と緑の保全と創造

自然を守り、まちの緑を育てる

- ・1人当りの都市公園等面積
- ・公園の整備または再整備箇所数
- ・生活排水処理率
- ・「家やその周辺で緑を育てている」の実施率

(3) 自然と都市の景観の保全と創造

自然や伝統的な景観を守り活用する

- ・塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進
- ・総合的な案内サインの整備・更新箇所数
- ・景観や歴史・ゆとり空間が「少しある」「たくさんある」の回答率

2. 循環

都市の機能や環境と調和した暮らしのある、安心・安全な、「地域循環型のまち」

(4) エネルギー・資源、循環環境の保全と創造

地域循環型の都市をつくる

- ・リサイクル率
- ・家庭ごみ排出量の削減率
- ・事業系一般廃棄物排出量の削減率
- ・省エネによるエネルギー消費量の削減率
- ・公共施設の太陽光発電量
- ・循環型社会への取り組みの実施率

(5) 環境負荷の少ない都市環境の創造

環境負荷の少ないまちの基盤をつくる

- ・市民1人当たりの市内循環バスの年間利用回数
- ・下水道水洗化率
- ・「公共交通や歩いていける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率
- ・温室効果ガス排出量の削減率

(6) 身近な環境質の向上

快適で安全な生活環境を確保する

- ・二酸化窒素の環境基準
- ・浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準
- ・騒音の環境基準
- ・市内河川のBOD年平均値
- ・市内海域の水質の環境基準
- ・生活型公害の苦情件数

3. 参加

一人ひとりの自覚と責任のもと、「協働で環境の保全と再生・育成に取り組むまち」

(7) 環境学習と情報の共有

環境について知る・学ぶ機会をふやす

- ・環境講座への参加率
- ・学校での環境に関する活動への参加率
- ・環境情報コーナー内アクセス件数

(8) 環境活動と市民の参加

市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

- ・環境活動団体数
- ・環境活動のリーダー・指導員養成講座の開催数
- ・環境に関する活動への市民参加率

(9) 暮らしの中での環境配慮

環境に配慮した暮らし方をすすめる

- ・環境率先実行計画の計画的な推進
- ・ISO14001取得企業数
- ・塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進
- ・重点行動指針に対する取組の実施率

(10) 震災からの環境の再生・復興

震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

- ・復旧・復興事業による安全・安心な生活環境の再生
- ・今後の豊かな自然環境の再生

「安心・安全を前提に 震災前の環境を取り戻すとともに 更なる環境の向上をめざします」

海とみどりに生き、自らの手で築く、シーサイド・エコシティ 塩竈

3 計画の体系（具体的施策）

基本目標	施策の方向	具体的施策
(1) 水辺の保全と創造 生活の中で身近に海を感じるまちをつくる	A 塩竈の海を活かした安心・安全な水辺環境をつくる	●浦戸諸島や越の浦に残る自然海岸の保全に努めます。 ●散策路や広場など親水施設の整備を進めます。 ●サインや駐車場の整備など、水辺へのアクセス機能を充実していきます。
	B 港町の特性を活かし、その魅力を高める環境整備を進める	●海とのつながりを重視したまちの活性化を進めます。 ●魚市場地区の魅力を高め、利用を促進します。 ●港町の資源を結びつけるネットワーク整備を市民・事業者と連携して進めます。
	C 暮らしと産業が共存する海辺をつくる	●港の利用を高めるような漁港や港湾部の多目的・高次利用を推進します。 ●市民も観光客も楽しめる海辺の拠点整備と活用を進めます。
(2) 自然と緑の保全と創造 自然を守り、まちの緑を育てる	D 身近な都市の緑をつくる	●市民や事業者の緑化意識の向上を図ります。 ●公共施設の緑化や民有地の緑地保全など、まちなかの緑を増やし、ネットワーク化を進めます。 ●地域のシンボルとなる樹木などを保全し、活用していきます。 ●市民との協働により身近な公園緑地の魅力を高め、積極的に活用を図ります。
	E 生物の生息・生育環境を保全する	●生物多様性についての広報・教育・普及啓発等の充実強化に努めます。 ●伊保石や加瀬沼、鹽竈神社など、市民の意見・要望を取り入れながら、市内に残された生物生息・生育環境の保全に努めます。 ●樹木植栽の際に、地域の特性に応じた植樹を選定していきます。 ●下水道の普及推進などにより、きれいな水環境づくりを進めます。 ●新しい技術の応用などにより、環境負荷の少ない漁場づくりを進めます。 ●農林漁業と連携した生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた活動を促進します。 ●適正な土地利用による生物の生息環境の保全に努めます。 ●市民等の生物多様性の意識向上にあわせ、生物多様性地域戦略の策定について検討していきます。
	F 島嶼部の自然環境を保全し、その特性を活用する	●環境学習への活用やイベントの開催など、島嶼部の自然環境の保全意識を高めるとともにその利用機会を拡大していきます。 ●豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。
(3) 自然と都市の景観の保全と創造 自然や伝統的な景観を守り活用する	G 伝統的な景観を守り、活用する	●市内に残る伝統的な景観を保全し、その歴史的・文化的価値を活用していきます。 ●サインやガイドブックの整備など、伝統的な景観を結びつけ活用していきます。
	H 貴重な自然景観を保全する	●市内に残された自然景観の保全に努めます。 ●松島の松林を将来にわたって保全し、再生していきます。 ●自然景観と接する産業や建造物の景観配慮を促進します。
	I 環境に配慮・調和した都市景観を創造する	●自然景観や周辺の環境と調和した公共施設等の景観整備を進めます。 ●市民・事業者との協働により環境と調和した都市景観の創造を進めます。
(4) エネルギー・資源、循環環境の保全と創造 地域循環型の都市をつくる	J 省エネを推進し、再生可能エネルギーを活用する	●市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●市内の省エネルギーの目標を定め、市が率先して省エネに取り組みます。 ●公共施設への再生可能エネルギー導入に向け、新エネルギービジョンを推進します。 ●住宅等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、支援策について検討します。
	K 廃棄物の減量とリサイクルを推進する	●市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●市が率先して目標値を定め、庁内事務におけるごみの減量とリサイクルに取り組みます。 ●市民・事業者によるごみの減量・リサイクルの主体的な取り組みを支援します。
	L 水の有効利用を推進する	●市・市民・事業者の配慮行動の推進を図ります。 ●水源の保全に広域的に協力していきます。
(5) 環境負荷の少ない都市環境の創造 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	M 環境に配慮した交通体系の整備を進める	●環境負荷の少ない道路の体系的な整備を進めます。 ●公共交通網の利便性・連続性を高めて利用向上を図ります。 ●環境にやさしいバスなどの導入を検討し、公共交通の利用意識を高めていきます。 ●バリアフリーの推進など、誰もが安心して利用できる公共交通・歩行空間の整備を進めます。
	N 社会資本の整備における環境配慮を進める	●社会資本整備において環境負荷の少ない資材・工法を導入していきます。 ●土地利用における環境配慮を進めます。 ●環境負荷の少ないまちをつくるため、下水道整備を進めます。 ●豊かな自然を享受し、それらと共存できる浦戸地区の生活基盤づくりを進めます。
	O 都市防災における環境配慮を進める	●海岸保全施設や急傾斜地崩壊対策などに環境に配慮した整備方法を取り入れていきます。 ●雨水流出抑制施設の整備を進めます。
(6) 身近な環境質の向上 快適で安全な生活環境を確保する	P 環境汚染を未然に防止する	●公害防止対策の強化を図ります。 ●環境問題に対する情報収集・発信の体制をつくります。
	Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める	●悪臭・地盤沈下など塩竈特有の環境問題への監視を継続します。 ●身近な環境の調査・観察を推進し、その結果を市民と共有していきます。 ●生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。 ●市民との協働により地域の環境づくりを推進します。
	R 廃棄物の適正処理を推進する	●ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。 ●ごみ処理の広域化などにより計画的な施設整備を進めます。 ●清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。
(7) 環境学習と情報の共有 環境について知る・学ぶ機会をふやす	S 環境教育・学習を推進する	●多様な学習ニーズに対応する環境教育・環境学習活動の機会を拡大していきます。 ●まちの歴史から環境保全に役立つくらし方やまちづくりを学び、活用していきます。 ●総合的な学習の時間などを活用した環境教育を進めます。
	T 環境情報の共有化を進める	●市民・事業者・市の環境情報の共有や連携を構築するツールとしてホームページ上の環境情報コーナーの充実を図ります。 ●出前講座の開催など、市民・事業者・市が交流し環境情報の共有化を図ります。
(8) 環境活動と市民の参加 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	U 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する	●環境活動の支援制度をつくり、充実していきます。 ●環境活動への参加を促進し、人材を育成していきます。
	V 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する	●環境に関する行政施策等への市民参加の機会を拡大していきます。 ●企業、団体、高等教育機関等との環境に関する協力・連携体制を強化していきます。 ●隣接自治体などとの環境に関する広域的な協力・連携体制を築いていきます。 ●市民・事業者・市のパートナーシップを築き推進します。
(9) 暮らしの中での環境配慮 環境に配慮した暮らし方をすすめる	W 環境に配慮した行動を推進する	●環境率先実行計画の定期的な見直しを行い、市が率先して環境配慮に取り組みます。 ●市民や事業者に環境配慮指針の普及・啓発を進めます。
	X 環境美化を推進する	●散乱ごみを防止し、市民の美化意識の向上を図ります。 ●地域での美化指導を徹底し、美化推進の主体的な取り組みを積極的に支援します。
(10) 震災からの環境の再生・復興 震災によって消失した環境の再生及び復興を図る	Y 震災で消失した自然環境の再生及び生活環境の復興を図る	●浦戸地域住民の安全性に十分配慮した自然環境の再生に努めるため、復興事業との整合を図ります。 ●被災した生活環境基盤などの整備を進めます。
	Z 港町としての復興を図る	●災害からの復旧・復興事業を促進し、港町としての復興を促進します。